

大規模災害への対応方針

佐野農業協同組合は、大規模災害時においても事業継続を行うことに最大限努力、次のとおり行動することをここに宣言します。

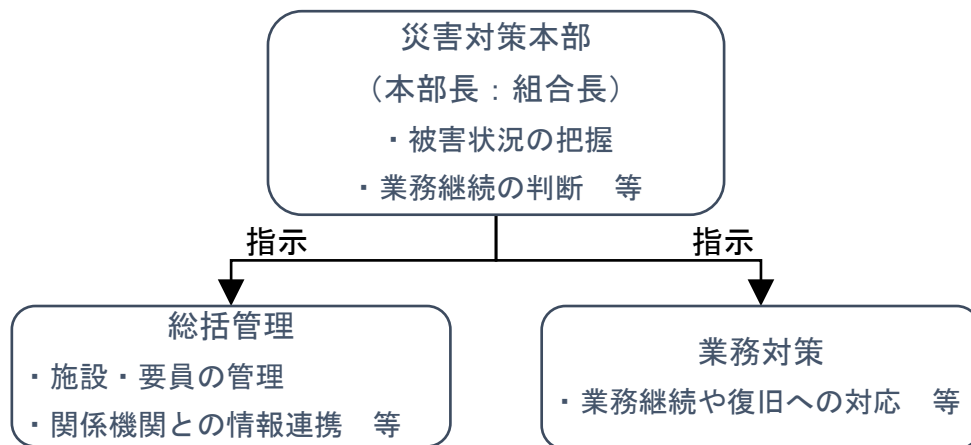
1. 当組合は、大規模災害時において組合員、地域住民、役職員の安全を最優先に行動し、災害による二次的な被害が拡大しないよう、最大限努力します。
2. 当組合は、大規模災害時における社会的責任を果たすため、関係者と連携し、災害時にも継続すべき業務を遂行するよう努めます。
3. 当組合は、大規模災害時に必要な設備、物資を備え、役職員が適切に行動するために権限を明確にし、組合の定める対応方針に則って行動できるよう周知を徹底します。

具体的な行動内容は、次のとおりです。

I. 災害時の対応について

1. 災害対策本部の設置

大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、被害状況の把握や事業継続に向けて対策にあたります。本部長の指揮命令のもと、各部署が連携しながら業務継続に取り組めるよう、体制や役割を整備しています。



2. 事業継続計画（BCP）

大規模災害が発生した場合には、関係機関と協力し、被害を最小限に抑えつつ、継続すべき業務を可能な限り継続及び早期復旧できるよう、継続業務や手続き等を取り決めていきます。

Ⅱ. 災害への備えについて

BCPの円滑な実施のため、役職員を対象に次の対策・教育訓練等を実施しています。

1. 防災対策

- ・ 職員およびその家族の安否確認を迅速に行い、業務継続のための要員を把握するために、連絡網を整備しています。
- ・ 大規模災害が発生した場合に、役職員が取るべき行動として行動基準を整備しています。
- ・ 災害時に必要となる、備蓄品や防災品等を各事業所に準備しています。

2. 教育訓練の実施

- ・ 役職員が災害時に適切に行動できるよう、行動基準やBCPの内容を研修しています。
- ・ 大規模災害を想定して、避難方法や継続業務対応、関係機関との情報連携等を総合的に訓練しています。

令和2年12月
佐野農業協同組合